

一般社団法人日本人間工学会認定人間工学専門資格制度に関する規程

第1章 総則

第1節 認定人間工学専門資格制度

(認定人間工学専門資格制度)

第1条 本規程では、一般社団法人日本人間工学会（以下「学会」という。）定款第4条（4）及び（8）の事業を行うため実施される「認定人間工学専門資格制度」（以下「本制度」という。）について、定める。

第2条 本規程の施行について必要な事項は別に定める。

(定義)

第3条 本規程において「認定人間工学専門家」とは、人間工学分野の業務を担当するのに必要な知識、技術、問題解決能力が一定水準にあると学会が認定し、認定人間工学専門家名簿に登録した者をいう。

第2節 人間工学専門家認定機構

(人間工学専門家認定機構)

第4条 学会定款第44条に基づき、学会に、認定人間工学専門家によって構成される「人間工学専門家認定機構」を（以下「機構」という。）を置く。

(人間工学専門家認定機構の機能)

第5条 機構は、次の事項を実施する。

- 一 本制度の運営
- 二 本制度の基本方針の検討及び制度の変更
- 三 人間工学専門家資格の認定に係る業務
- 四 認定人間工学専門家に対する情報提供などのサービス事業
- 五 その他制度の運営に関する事項

(人間工学専門家認定機構内の組織)

第6条 第5条の事項を実施するために機構内に設置する組織については、機構において別に定める。

- 2 本機構の業務を執行するために、機構内に幹事会を設置する。

第3節 会計

(会計責任者)

第7条 学会財務担当理事の指揮の下、会計の責任者を機構に置く。

第2章 認定人間工学専門家

第1節 認定人間工学専門家資格の認定

(認定人間工学専門家資格の認定)

第8条 人間工学専門家資格認定試験に合格し、又はこれと同等の能力を有すると学会が認めた者は、認定人間工学専門家となる資格を有する。

第2節 認定人間工学専門家資格認定試験

(受験資格)

第9条 第9条の資格認定試験を受験することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学学部または大学院において、もしくはそれらを通算して人間工学に関する専門教育（人間工学に関する専門課程を含めて修得が可能な関連学科等における専門教育を含む）の修得歴が3年以上あるか、それと同等以上の専門教育修得歴を有すると認められ、かつ人間工学の実際的応用に関する実務経験2年以上を有する者。
- (2) 大学学部（分野・専攻は問わない）を卒業し、人間工学の実際的応用に関する実務経験7年以上を有する者。

(受験資格の判定)

第10条 該当する専門教育修得歴3年以上に相当する専門教育を、大学学部または大学院において、もしくは両者を通じて行っている教育機関は、機構が求める資料を提出して機構に登録することができるものとする。登録していない教育機関で専門教育を受けた者は、機構が定める必要資料を提出の上、機構に人間工学に直接関係する分野を含む人間工学に関する専門教育修得歴3年以上に該当する旨の認定を求めることができるものとする。

(資格認定試験)

第11条 第8条の資格認定試験は、筆記試験方式及び面接試験方式により行う。

- 2 筆記試験方式による試験は、人間工学に関する必要な基礎的知識及び技術の有無を判定することを目的として行う。なお、第9条（2）に該当し、かつ人間工学の実際的応用に関する実務経験10年以上あるものは、筆記試験を免除することができる。
- 3 筆記試験の合格者は同年度に実施される面接試験に進むことができる。

面接試験方式による試験は、人間工学に関わる業務に携わるための必要な識見及び応用能力の有無を判定することを目的として行う。

(試験結果に対する異議申し立てへの対応)

- 第12条 第11条に定める資格認定試験の結果についての受験者からの異議申し立てに対する対応機関を理事会の承認を経て機構内に設置する。
- 2 前項の異議申し立てに対する回答は書面で行う。

第3節 認定人間工学専門家の登録

(名簿への登録)

- 第13条 認定人間工学専門家となる資格を有する者が認定人間工学専門家となるには、別途定める登録手続きを行った上で、学会の認定人間工学専門家名簿に登録されなければならないものとする。
- 2 理事長は、認定人間工学専門家となる資格を有する者について、その申請に基づき、前項の認定人間工学専門家名簿に登録するとともに、人間工学専門家認定証を交付する。
 - 3 認定人間工学専門家名簿に登録された者でなければ「日本人間工学会認定人間工学専門家」を称することはできないものとする。

(登録事項の変更)

- 第14条 認定人間工学専門家は、あらかじめ登録した事項について変更が生じたときは、遅滞なく、理事長あて届け出なければならない。

第4節 認定人間工学専門家登録の削除等

(名簿からの削除等)

- 第15条 理事長は、認定人間工学専門家が次の各号のいずれかの理由に該当するときは、認定人間工学専門家名簿から当該認定人間工学専門家に関する事項を削除することができる。
- 一 別に定める方法により認定人間工学専門家登録の削除の申し出があったとき
 - 二 認定人間工学専門家名簿の登録を更新しなかったとき
 - 三 認定人間工学専門家としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項第二号及び第三号による登録の削除については、機構幹事会及び学会理事会の議決を要するものとする。
 - 3 第1項第三号の事由により認定人間工学専門家名簿から削除された者は、その時点をもって認定人間工学専門家資格を喪失したものとみなす。

第5節 認定人間工学専門家資格の更新

(認定人間工学専門家資格の有効期限)

第16条 第8条で認定した人間工学専門家資格の有効期限は、資格を取得した日から起算して5年間とする。

(認定人間工学専門家資格の更新)

第17条 既に認定人間工学専門家資格を有している者は、別に定める継続的能力開発のポイントを取得することにより、第16条の規定にかかわらず認定人間工学専門家資格を更新することができる。

(登録の更新)

第18条 認定人間工学専門家資格を更新した者で認定人間工学専門家としての登録を希望する者は、別に定めるところにしたがって、登録の更新を行わなければならない。

第5節 認定人間工学専門家の義務

(認定人間工学専門家の義務)

第19条 認定人間工学専門家は、良心に従い誠実にその職務を遂行するとともに、研鑽に励み自己の専門家としての能力向上に努めなければならない。

(倫理規定)

第20条 認定人間工学専門家が守るべき倫理規定は、別に定める。

第3章 雑 則

(記録)

第21条 機構は、本制度の実施に関する記録を作成し、保管するものとする。

(事業報告及び事業計画)

第22条 機構は、制度の運用の状況及び本機構の活動並びに収支状況に関する前年度の事業報告と決算及び当該年度の事業計画と予算を年度当初に学会理事会に対して提出して承認を受ける。

(事務局)

第23条 機構に、本制度を担当するための事務局を置くことができる。

付 則

第1条 この規程の改廃については、理事会の承認を得るものとする。

平成14年11月25日 制定

平成15年11月17日 改訂

平成16年7月1日 改訂

平成16年9月13日 改訂

平成18年6月9日 改訂

平成22年1月30日 改訂